

交通事故などで保険証を使用するときは

交通事故、飲食店での食中毒、傷害、他の家の飼い犬に噛まれたときなど、自分以外の第三者(加害者)の行為によるけがや病気で医療機関などにかかる際の治療費は第三者が支払うのが原則です。

保険証を使って受診するときは、「第三者行為による傷病届」を地域医療連携課へ必ず提出してください。傷病届は、かかった医療費を第三者に請求するために必要なものです。

届け出前に第三者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると給付対象外となるので、まずは地域医療連携課へ相談してください。

問 地域医療連携課 ☎ 21・0258



整骨院・接骨院での保険使用はケガのときだけです

整骨院や接骨院にかかる場合、国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。

国民健康保険が使える場合 ○外傷性が明らかながなど原因のある痛み：打撲、ねんざ、骨折、脱臼(応急手当を除き、医師の同意が必要)

国民健康保険が使えない場合 ○慢性的な痛みや疾病：腰痛、関節痛、肩こり ○慰安目的：リラクゼーションやマッサージの代わりとして受けたもの ○病院などで同じけがを治療している場合：湿布薬、塗り薬、飲み薬をもらっている期間など

治療を受けるときの注意点

① 負傷原因を正確に伝える
② 療養費支給申請書は内容をよく確認してから署名する

③ 領収書を受け取り、保管する
医療費の適正化のため、市から調査や訪問を行う場合があります。国民健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診するようにご理解とご協力をお願いします。

問 地域医療連携課 ☎ 21・0258



消防署だより



救命講習会を開催します

呼吸や脈拍が止まったときに行う心肺蘇生法や、AED(自動体外式除細動器)の使用法、骨折や外傷などをしたときに行う応急手当など、いざというときに必要な手当てを学ぶ講習会を開催します。

日時 普通救命講習会：令和5年1月22日(日)午前9時～正午

上級救命講習会：令和5年1月22日(日)午前9時～午後6時

場所 高梁市消防本部2階講堂

定員 計10人程度(先着順)

申し込み 消防本部警防課へ電話

でお申し込みください。

問 消防本部警防課 ☎ 21・0124



消防署・消防団 大規模林野火災合同訓練

11月20日、高梁自然公園新城池付近を会場として、市消防本部・消防署、市消防団による大規模林野火災合同訓練を実施しました。

今回の訓練では、大規模な林野火災が発生したとの想定により、消防本部、消防署、消防団が連携し火元とする山中へ放水活動を行いました。消防活動技術の向上、相互の連携協力体制の充実強化を図り、今後の火災現場に生かせる有意義な訓練となりました。

問 消防本部消防総務課 ☎ 21・0122



11月の火災・救急件数

火災 1件(前月から1件減)

救急 170件(前月から17件増)

問 消防本部予防課 ☎ 21・0121